

## 中間年の見直し（平成29年度実施）に伴う確保方策の考え方【対象：平成30年度～令和元年度】

第1期計画の計画期間（H27年度～R元年度）の中間年となる平成29年度における計画見直しの結果、国の女性就業率80%の目標を考慮してもなお、市全域の教育・保育の総量としては充足する見込みです。しかし、認定区分や提供区域ごとでは、不足する区分や区域があることから、次のとおり区域ごとにきめ細かな確保方策を定めることとします。

### ①東 部

#### ア 基本的な考え方

教育・保育サービスの総量としては充足しているため、原則、教育・保育施設等の新規認可等によらず、  
 ○幼稚園の認定こども園への移行による2号・3号認定こどもの受入れ  
 ○施設整備等による既存施設の利用定員の増  
 ○利用定員の設定の適正化  
 により認定区分ごとの偏在を解消し、必要数を確保することとします。

また、空白地域（浜館・虹ヶ丘・自由ヶ丘周辺）等について、必要に応じて施設の移転、分園設置等によりその解消を図ります。

#### イ 教育・保育施設等の利用定員の考え方

○1号認定  
 利用定員が量の見込みを上回っていることから、認定こども園への移行によるものを除き、新たな利用定員の増加を制限します。

○2号認定  
 利用定員と量の見込みがほぼ同数であることから、施設の入所動向に応じた利用定員の増加を認めます。

○3号認定（0歳）  
 利用定員が量の見込みを上回っていますが、かい離が大きくないことから、施設の入所動向に応じた利用定員の増加を認めます。

○3号認定（1・2歳）  
 利用定員が量の見込みを下回っていることから、既存施設に対して利用定員の増加及び定員の弾力化による児童の受入れを要請します。

#### ウ 地域型保育事業による確保の考え方

3号認定の利用定員の不足が見込まれるため、教育・保育施設での利用定員の偏在解消による必要数の確保を基本としつつも、保育の質が確保された地域型保育事業によっても確保することとします。

### ②南部・中部

#### ア 基本的な考え方

教育・保育サービスの総量としては充足しているため、原則、教育・保育施設等の新規認可等によらず、  
 ○幼稚園の認定こども園への移行による2号・3号認定こどもの受入れ  
 ○施設整備等による既存施設の利用定員の増  
 ○利用定員の設定の適正化  
 により認定区分ごとの偏在を解消し、必要数を確保することとします。

また、就学前児童数が直近3か年平均で10人以上増加するなど利用定員の不足が見込まれる地域（西大野周辺）等について、上記の方策により必要数を確保することを基本としつつも、必要に応じて施設の移転、分園設置等によりその解消を図ります。

#### イ 教育・保育施設等の利用定員の考え方

○1号認定  
 利用定員が量の見込みを上回っていることから、認定こども園への移行によるものを除き、新たな利用定員の増加を制限します。

○2号認定  
 利用定員と量の見込みがほぼ同数であることから、施設の入所動向に応じた利用定員の増減を認めます。

○3号認定（0歳）  
 利用定員が量の見込みを上回っていますが、年度途中の待機児童が発生していることから、新たな利用定員の増加への制限は行わず、既存施設に対して1・2歳児への定員の割り振り変更を要請します。

○3号認定（1・2歳）  
 利用定員が量の見込みを下回っていることから、既存施設に対して利用定員の増加及び定員の弾力化による児童の受入れを要請します。

#### ウ 地域型保育事業による確保の考え方

3号認定の利用定員の不足が見込まれるため、教育・保育施設での利用定員の偏在解消による必要数の確保を基本としつつも、保育の質が確保された地域型保育事業によっても確保することとします。

### ③西部・北部

#### ア 基本的な考え方

教育・保育サービスの総量としては不足していますが、不足数が保育所の標準利用定員数（60人）より少ないため、原則、教育・保育施設の新規認可等によらず、  
 ○幼稚園の認定こども園への移行による2号・3号認定こどもの受入れ  
 ○施設整備等による既存施設の利用定員の増  
 ○利用定員の設定の適正化  
 により認定区分ごとの偏在を解消し、必要数を確保することとします。

また、就学前児童数が直近3か年平均で10人以上増加するなど利用定員の不足が見込まれる地域（篠田、新城周辺）等について、上記の方策により必要数を確保することを基本としつつも、必要に応じて施設の移転、分園設置等により確保します。

#### イ 教育・保育施設等の利用定員の考え方

○1号認定  
 利用定員が量の見込みを上回っていることから、認定こども園への移行によるものを除き、新たな利用定員の増加を制限します。

○2号認定  
 利用定員が量の見込みを下回っていることから、既存施設に対して利用定員の増加及び定員の弾力化による児童の受入れを要請します。

○3号認定（0歳）  
 利用定員が量の見込みを上回っていますが、年度途中の待機児童が発生していることから、新たな利用定員の増加への制限は行わず、既存施設に対して1・2歳児への定員の割り振り変更を要請します。

○3号認定（1・2歳）  
 利用定員が量の見込みを下回っていることから、既存施設に対して利用定員の増加及び定員の弾力化による児童の受入れを要請します。

#### ウ 地域型保育事業による確保の考え方

3号認定の利用定員の不足が見込まれるため、教育・保育施設での利用定員の偏在解消による必要数の確保を基本としつつも、保育の質が確保された地域型保育事業によっても確保することとします。

### ④浪 岡

#### ア 基本的な考え方

教育・保育サービスの総量としては充足しているため、原則、教育・保育施設等の新規認可等によらず、  
 ○施設整備等による既存施設の利用定員の増  
 ○利用定員の設定の適正化  
 により認定区分ごとの偏在を解消し、必要数を確保することとします。

#### イ 教育・保育施設等の利用定員の考え方

○1号認定  
 利用定員が量の見込みを上回っていますが、かい離が大きくないことから、施設の入所動向に応じた利用定員の増減を認めます。

○2号認定  
 利用定員が量の見込みを下回っていることから、既存施設に対して利用定員の増加を要請します。

○3号認定（0歳）  
 利用定員が量の見込みを上回っていることから、施設の入所動向に応じた利用定員の増減を認めます。

○3号認定（1・2歳）  
 利用定員が量の見込みを上回っていることから、施設の入所動向に応じた利用定員の増減を認めます。

#### ウ 地域型保育事業による確保の考え方

3号認定の利用定員に不足は見込まれませんが、必要に応じて保育の質が確保された地域型保育事業によっても確保することとします。

#### 《ポイント》

- ①教育・保育サービスの総量としては充足しているため、原則、保育所や幼稚園といった教育・保育施設の新規認可は行わない。
- ②教育・保育施設等がない空白地域や児童数増加地域等においては、分園設置等により解消を図る。
- ③不足する3号認定の利用定員については、保育の質が確保された小規模保育事業等の地域型保育事業によっても確保する。